

## 在宅者向け福祉サービスをご利用ください

### ◆高齢者等寝具洗濯サービス事業

日常生活に欠かせない寝具の洗濯サービスが利用できます。

#### 【対象者】

市内在住で、令和3年度所得税の非課税世帯の人のうち、次のいずれかに該当する人

- 寝具の衛生管理が困難なおおむね65歳以上の一人暮らしの人
- 心身の障がいや傷病などにより寝たきりになっている65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人
- 重度の身体障がいのため寝たきりの人で家族の支援が受けられない人

#### 【利用限度】

掛布団・敷布団・毛布（各1枚）の洗濯、乾燥、消毒サービスを1年に2回（9月と3月を予定）以内

【申込方法】 申請書の提出



### ◆軽度生活援助事業

外出の援助（散歩の付き添い）、食材の購入、生活経路の草刈りなど、軽易な日常生活上の援助します。

#### 【対象者】

市内在住で、次のいずれかに該当し軽度な援助が必要と認められる人

- 65歳以上の一人暮らしの人
- 65歳以上のみの人で構成された世帯、またはこれに準ずる世帯の人

#### 【料金】

1回1時間 300円（生活保護世帯は無料）

#### 【利用限度】

月4回（生活経路の草刈りは年2回）

#### 【申込方法】

申請書の提出



【問い合わせ】 ○高齢者等寝具洗濯サービス事業 介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950  
障がい福祉課 ☎ 22-9656 FAX 22-9662 ✉ shougai@city.iga.lg.jp  
○軽度生活援助事業 介護高齢福祉課 ☎ 22-9634 FAX 26-3950 ✉ kaigo@city.iga.lg.jp

## 令和4年度の市・県民税をご確認ください

### ◆納税通知書発送日 6月10日(金)

市・県民税は、金融機関のほかコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ、インターネットを利用したクレジットカードでも納付ができます。

#### 【普通徴収の納期限】

6月・8月・10月・1月の各月末（年4回）

※土・日曜日、祝日の場合は翌日

給与からの引き落としによって徴収する税額などは、事業所へ送付する通知書をご確認ください。

なお、確定申告書で給与、公的年金等に係る所得以外（4月1日現在65歳未満の人は給与所得以外）の所得に係る住民税の徴収方法の欄に「自分で納付」を選択した場合は、課税計算の結果により納税通知書を送付しています。



### 【公的年金からの引き落とし

（特別徴収）の対象となる人へ】

4月1日現在65歳以上の人で年金所得に対して市・県民税の納税義務がある人は、公的年金からの特別徴収によって徴収します。

※今年度65歳になり、新たに特別徴収の対象になる人は、次の表の計算方法が適用されます。

納付書で納める （普通徴収）		年金から引き落とす （特別徴収）		
6月	8月	10月	12月	2月
年税額の4分の1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

※公的年金以外の所得に対する市・県民税額は、普通徴収または給与からの引き落としになります。

※介護保険料が年金から引き落としされていない人や、市・県民税が老齢基礎年金などの額を超える人は普通徴収になります。

【問い合わせ】 課税課 ☎ 22-9613 FAX 22-9618 ✉ kazei@city.iga.lg.jp



## 安心して医療が受けられるように

# 国民健康保険税の税率などが変わります

【問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp



国民健康保険は、加入者が国民健康保険税を出し合い、病気やけがをしたときに、お互いに助け合う制度です。近年、伊賀市の国民健康保険は医療費の増加などから大幅な赤字が続いているため、保険税を段階的に改定しています。なお、所得が一定額以下の世帯には、保険税を軽減する制度があります。

税率区分		令和3年度	令和4年度 改定後	
全被保険者	医療分 （課税限度額 65万円） ※昨年度 63万円	所得割	7.08%	7.11%
		均等割	26,600円	29,300円
		平等割	22,000円	22,000円
	後期高齢者支援金分 （課税限度額 20万円） ※昨年度 19万円	所得割	2.07%	2.33%
		均等割	7,800円	9,500円
		平等割	6,200円	6,700円
40歳以上65歳未満	介護納付金分 （課税限度額 17万円）	所得割	1.97%	2.22%
		均等割	9,700円	11,600円
		平等割	5,200円	5,900円

※課税限度額とは、1世帯における国民健康保険税の上限額のことです。

### 【国民健康保険税の内訳】

全被保険者

全被保険者

40～64歳の被保険者

**医療分** + **後期高齢者支援金分** + **介護納付金分** = **国民健康保険税**

医療費の支払い  
に使用する財源

後期高齢者医療制度  
を支える財源

介護保険制度  
を支える財源

### 【算出方法】

「医療分」、「後期高齢者支援金分」、「介護納付金分」について、それぞれ次の①～③を合計して算出します。

①所得割額…加入者の所得に応じて算出されます。

○課税所得金額（前年中の総所得金額等－基礎控除額\*）×税率

\*前年所得額に応じて段階的に控除（最高43万円）

②均等割額…加入者1人につき均等割額が加算されます。

○加入者数×均等割額 ※未就学児に係る均等割額は半額に軽減

③平等割額…1世帯につき平等割額が加算されます。

○1世帯×平等割額

